



秋田県公報

| 目次 | ページ |
|----|-----|
|----|-----|

議会訓令

○秋田県議会議務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令(二・議会議務局総務課)……………1

議 会 訓 令

秋田県議会議訓令第二号

事務局一般

秋田県議会議務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

秋田県議会議長 中 泉 松之助

秋田県議会議務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令

秋田県議会議務局の組織及び事務に関する規程(昭和三十年十月一日制定)の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「第一項及び前項の規定にかかわらず」を削り、「課長以上」を、「課長以上」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前三項に定めるもののほか、人事に関する事務の取扱いについては、議長が定める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話 082-8766 FAX 082-0005
 E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄